

沖縄県立南部医療センター・こども医療センターにおける面会に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、入院患者の療養環境の確保、感染防止対策の適切な実施及び患者の権利の尊重を図るとともに、安全で質の高い医療提供体制を維持するため、面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 面会は、患者の療養上の利益及び心理的支援の観点から、適切に実施するものとする。

- 2 正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げないものとする。
- 3 面会制限は必要最小限とし、その理由について患者及び家族等に適切な説明を行うものとする。

(面会時間)

第3条 面会時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 平日・休日 15:00 から 19:00 まで
- 2 患者の病状、診療上の必要性又は感染対策上の理由により、面会時間及び面会所要時間を調整することがある。

(面会者の範囲)

第4条 面会できる者は、家族、親族その他患者が指定する者とする。

- 2 面会人数及び面会所要時間は患者の負担を考慮し、1回当たり2人程度、30分以内を目安とする。
- 3 小児は免疫力が弱く感染症のリスクが高いことから、患者への感染防止及び小児の健康保護の観点より、12歳以下の小児の面会は原則禁止とする。ただし、患者の病状、家族関係その他の事情を踏まえ、医師又は病棟責任者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 4 面会者は、受付において所定の手続きを行い、感染対策及び安全管理の観点から面会記録等の情報を記録するものとする。
- 5 意思決定支援に関与する者（キーパーソン、後見人等）の面会は、必要に応じて配慮する。

(感染防止対策)

第5条 面会者は、次の各号に掲げる対策を遵守しなければならない。

- (1) 手指衛生の実施
 - (2) マスクの着用
 - (3) 発熱・呼吸器症状等がある場合の面会自粛
- 2 病院側は、標準予防策を基本とし、感染状況に応じた段階的な対応を行う。

(面会の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、必要に応じて面会を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 患者本人が面会を希望しない場合又は安静が必要な病状である場合
- (2) 感染症の流行状況を鑑み、医学的に感染拡大防止が必要と判断される場合
- (3) 重症患者の治療を行う病棟又はこれに準ずる病棟において、治療の実施や医療安全の確保に支障がある場合
- (4) その他、病棟運営や他の患者の療養に著しい影響を及ぼす場合

(特別な配慮)

第7条 終末期、重篤時、意思決定支援が必要な場合等においては、面会機会を最大限確保するよう配慮する。

- 2 小児患者等については、個別の状況に応じた対応を行う。
- 3 感染状況その他の事情により対面面会が制限される場合は、ICTを活用した面会手段（オンライン面会等）を提供するよう努める。

(周知及び説明)

第8条 面会に関する方針及び制限については、院内掲示、ウェブサイト等により周知し、必要に応じて個別に説明を行う。

(見直し)

第9条 本規程は、社会情勢、感染症の流行状況及び医療提供体制の変化等を踏まえ、「患者の権利擁護委員会」において定期的に見直しを行うこととする。

附 則

本規程は、令和8年6月1日から施行する。